

川口商工会議所フェイスブックに関する運用規程

平成 25 年 4 月 1 日 制 定

(目 的)

1. フェイスブックが持つ利便性、情報の拡散性、発信の即時性を活かすことで情報の伝播効果を期待し、川口商工会議所（以下「当商工会議所」という。）等に関する様々な情報を、フェイスブックページ機能を使用して積極的かつ即時に発信することを目的とする。

(適 用)

2. この運用規程は、次の基本原則に基づき、職員が職務の一環としてフェイスブックページを使って情報発信する際に適用する。

(基本原則)

3. 情報発信に係る基本原則は、次のとおりとする。

- (1) 職員として自覚と責任を持った発言を行うこと。
- (2) 職務上知り得た秘密や個人情報の取り扱いに十分に注意すること。
- (3) 利用者（職員を含む。）の基本的な人権、著作権等を侵害しないよう十分に注意すること。
- (4) 公序良俗に反する情報発信をしないよう十分に注意すること。
- (5) 取り扱う情報は信頼性を確保し、正確な情報発信をすること。
- (6) 誤解を与えない、簡潔な情報発信に努めること。
- (7) 利用者とのトラブルを回避するため、冷静かつ誠実な対応をすること。
- (8) 個人が特定されてしまうような写真や動画を載せる時は十分に注意すること。
- (9) その他、法令等を遵守すること。

(禁止事項)

4. 情報発信に係る禁止事項は次に掲げるとおりとする。

- (1) 誹謗中傷すること。
- (2) 人種、思想、信条、居住、職業等で差別し、又は差別を助長すること。
- (3) 職員の個人的な状況や意見等の情報を発信すること（職務上必要な場合を除く。）。
- (4) 違法行為をおこなうこと。
- (5) 職務上知り得た秘密や個人情報を含む情報を発信すること。
- (6) 当商工会議所及び第三者の権利を侵害する情報を発信すること。
- (7) わいせつな内容を含む情報を発信すること。
- (8) 信頼性が確保できない情報を発信すること。
- (9) 職員の身分以外の者に情報発信させること。

(アカウント登録)

5. 当商工会議所の担当課が担当となり、フェイスブックページの作成及び管理にあたる。

6. パスワードは、事務局長が別に定める

7. 登録するメールアドレスは、当商工会議所ホームページで利用している、代表アドレスとする。

(情報発信)

8. 原則として担当課が作成する当商工会議所公式フェイスブックページを共同して管理する。

9. 職員が行う当商工会議所としての情報発信は原則として当商工会議所公式フェイスブックページから行うものとする。配信する所属の担当が使用する個人アカウントからは、当商工会議所としての情報発信を行ってはならない。

10. 発信を希望する所属が所属単位で発信し、その所属長が発信の責任を負う。

11. 当商工会議所ホームページのトピックスは、原則として当商工会議所公式フェイスブックページに表示させることとする。

12. 職員が当商工会議所のフェイスブックページを使用する場合に使う機能は原則として、投稿、写真・動画投稿、リンクの設置、イベントの告知、スポット（地図）とする。

(メールアドレス・パスワードの管理)

13. 所属の担当が使用する個人アカウントのメールアドレス・パスワードは部外者に開示してはならない。

(意思決定)

14. 情報発信については、原則として所属長の決裁を必要とする。ただし、次に掲げるものはフェイスブックの特性や情報発信の即時性を考慮し、職員の判断により直接情報発信をできるものとする。

(1) 既に一般に周知されている事項について再度、正しい情報として発信する場合

(2) イベント、競技会等の現況・結果などについて情報発信する場合

(3) 法令等で定められている内容を情報発信する場合

(お気に入りのページ登録の禁止)

15. 当商工会議所以外のフェイスブックページについては、当商工会議所の関連の情報発信をしているページでも、原則登録しない。ただし、公的機関や事務局長及び所属長が、業務上関係が深いと認めるフェイスブックページについては例外とすることができる。

(コメント及び返信コメントの禁止)

16. 当商工会議所以外のページまたはアカウントへのコメントは原則行わない。ただし、第15項において、お気に入りページ登録しているページや公的機関、業務上関係が深いと認めるページまたはアカウントへのコメントは所属長の判断で例外とすることができる。

また、当商工会議所のフェイスブックページに対するコメント（意見や反応等）については、原則返信コメントしない。

(シェア及び「いいね」機能使用の禁止)

17. 当商工会議所以外のページまたはアカウントではシェア及び「いいね」機能を使用しない。ただし、第14項において、お気に入りページ登録しているページや公的機関、業務上関係が深いと認めるページまたはアカウントについては所属長の判断で例外とすることができる。

当商工会議所のフェイスブックページへの会員等からの投稿に対しては、シェア及び「いいね」機能を使用しない。ただし、第15項において、お気に入りページ登録しているページや公的機関、業務上関係が深いと認めるページまたはアカウントからの情報発信については、所属長の判断で例外とすることができる。

(ホームページへの表示)

18. 担当課は、当商工会議所公式フェイスブックページをホームページ上に掲載し、情報発信を行うとともに、なりすましでないことを証明する。

19. 担当課は、この運用規程をホームページ上に掲載するとともに、第15項から第17項までの禁止事項を明示する。

(なりすましへの対応)

20. 担当課及び各所属は、なりすましを発見した場合は、ホームページ等において情報を発信し、なりすましページが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(遵守事項)

21. 法令及びこの運用規程を遵守すること。

(登録の解除等)

22. 事務局長は法令及びこの運用規程に照らし、重大な利用違反や不正利用等が判明した場合は、その所属の情報発信をやめさせ、別にフェイスブックページを作成している場合はそのフェイスブックページを削除させることができる。

(運用における助言等について)

23. 担当課が随時助言等を行うものとする。

(協議事項)

24. この規程に定めるもののほか必要な事項は事務局で協議し、会頭の承認を得て別に定める。

附 則

(実施の時期)

この規程は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

(実施の時期)

この規程の改正規定〔5（アカウント登録）8 10 12（情報発信）16（コメント及び返信コメントの禁止）18 19（ホームページへの表示）20（なりすましへの対応）23（運用における助言等について）〕は、平成30年12月1日から施行する。